

松山市危機事象対処計画

松 山 市

策定・改訂 記録一覧

目 次

第1章 総則

1 目的	1
2 責務	1
3 危機事象の分類	1

第2章 危機事象対処の基本

1 危機レベル	2
2 危機レベルの判断	3
3 対応体制	3
4 危機レベルにおける任務	4
5 危機事象発生時における対処の流れ	6

第3章 事前対策（平素からの備え）

1 情報収集及び調査・研究	7
2 体制の整備	7
3 訓練・研修の実施	7
4 資機材の整備	7
5 関係機関等との連携	7
6 予防及び被害軽減対策	7
7 市民への啓発	8
8 マニュアル等の作成	8

第4章 応急対策（危機事象発生時の対応）

1 情報収集及び伝達	9
2 初動体制の確立	9
3 対処方針の決定	9
4 応急対策の実施	9
5 関係機関との連携協力	9
6 広報の実施	10

第5章 事後対策（危機事象収束後の対応）

1 危機事象の収束確認	11
2 被害実態の把握	11
3 復旧対策の推進	11
4 相談窓口の開設	11
5 再発防止策の検討・実施	11

別紙資料

別紙 1 危機事象発生報告書	13
別紙 2 危機事象発生時における情報伝達の流れ	14

第1章 総 則

1 目 的

この計画は、「松山市危機管理指針」に基づき、危機事象から市民の生命、身体及び財産を守るため、本市が執るべき基本的事項を定めることにより、危機事象発生における被害を最小限に止めることを目的とする。

【参考】

松山市危機管理指針（抜粋）

第1章 第2節 定義

1 (3) 危機事象

「危機事象とは、市民の生命、身体及び財産に被害を与える事態、又は市民生活に支障を及ぼす事態のうち、災害及び武力攻撃事態等を除いたものをいう。」

2 責 務

危機事象から市民の生命、身体及び財産を守るため、各部局は、平素から所管の事務事業に係る危機事象の発生予測や発生の抑止に努めるとともに、万一の発生に備えた事前対策を講じるほか、職員の危機意識や対応能力の向上のための研究、研修等を積極的に推進し、危機管理に万全を期すものとする。

また、危機事象を所管する部局（以下「所管部局」という。）は、個別の対処マニュアル等を作成し、危機事象の発生に備えるものとする。

3 危機事象の分類

想定される危機事象を分類する。

危 機 事 象	
健 康	<input type="radio"/> 新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ+S A R S ） <input type="radio"/> 鳥インフルエンザ <input type="radio"/> 口蹄疫 <input type="radio"/> 大規模食中毒（食品等への有害物質混入を含む）
環 境	<input type="radio"/> 大気汚染・有害物質漏洩 <input type="radio"/> 水質汚染・有害物質漏洩 <input type="radio"/> 大量排出油 <input type="radio"/> 毒物・劇物による被害

市民生活	<input type="radio"/> 異常渇水 <input type="radio"/> 水質施設事故（大規模断水） <input type="radio"/> 下水道事故 <input type="radio"/> 子ども危機管理 <input type="radio"/> 鳥獣等による危害 <input type="radio"/> 停電
その他	<input type="radio"/> 不発弾処理 <input type="radio"/> 人工衛星等落下予測事象

第2章 危機事象対処の基本

個別の危機事象は、この計画に基づき対処するものとする。

対応マニュアル等を策定している危機事象については、この計画の主旨に沿って、当該個別マニュアル等に基づき対処する。

1 危機レベル

想定される危機事象を事態の推移に合わせて、危機のレベルを定義する。

危機レベル	判断基準	体制
レベルⅠ	被害の程度、市民への影響及び社会的影響が限定的であり、通常業務の範囲内での対処が可能な事態	危機監視体制
レベルⅡ	被害の程度、市民への影響及び社会的影響が比較的大きく、所管部局のみでは対応が困難、又はその恐れがある事態	危機警戒本部体制
レベルⅢ	被害の程度、市民への影響及び社会的影響が甚大で全庁での対処が必要な事態	危機対策本部体制

2 危機レベルの判断

危機レベルの判断は、所管部局長と危機管理・水資源担当部長の協議を踏まえ、危機事態を総合的に判断して、市長が決定する。

レベルⅠについては、所管部局長が判断するものとする。

所管部局が明確でない場合は、危機管理・水資源担当部長を所管部局とする。

3 対応体制

危機事象に迅速・確実に対処するための基本的な体制は次のとおりとする。

(1) 危機レベルⅠ（危機監視体制）

被害の程度、市民への影響及び社会的影響が限定的で、通常の業務範囲で対応が可能と判断した場合、所管部局長は危機管理・水資源担当部長及び関係部局長に情報提供し、通常の業務体制で対応する。

(2) 危機レベルⅡ（危機警戒本部体制）

被害の程度、市民への影響及び社会的程度が比較的大きく、所管部局のみでは対応が困難又はそのおそれがあると判断した場合は、本市地域防災計画に定める災害警戒本部体制を準用し、「松山市〇〇危機警戒本部」を設置する。

本部長は危機管理・水資源担当部長、副本部長は所管部局長とする。

① 本市地域防災計画に定める災害警戒本部事務局員は、「松山市〇〇危機警戒本部」に参集し、警戒本部事務に従事するものとする。

ただし、本部長は危機事象の態様に応じ、事務局員及び班編成を増減することができる。

② 各部局の応急対策事務分掌は、本市地域防災計画に定めるところによる。

ただし、危機事象の態様を考慮し、本部長が別に指示する場合は、この限りではない。

(3) 危機レベルⅢ（危機対策本部体制）

被害の程度、市民への影響及び社会的影響が甚大で全庁での対処が必要と判断した場合は、本市地域防災計画に定める災害対策本部体制を準用し、「松山市〇〇危機対策本部」を設置する。

本部長は市長、副本部長は副市長、危機管理・水資源担当部長、所管部局長とする。

- ① 本市地域防災計画に定める災害対策本部事務局員は、「松山市〇〇危機対策本部」に参集し、本部事務に従事するものとする。
ただし、本部長は危機事象の態様に応じ、事務局員及び班編成を増減することができる。
- ② 各部局の応急対策事務分掌は、本市地域防災計画に定めるところによる。
ただし、危機事象の態様を考慮し、本部長が別に指示する場合は、この限りでない。

4 危機レベルにおける任務

危機レベルに応じ、それぞれの職は、記載の任務分担に基づき対応するものとする。

ただし、レベルⅡ及びレベルⅢについては、本市地域防災計画の該当部分を記載の任務分担に読み替えて準用する。

(1) レベルⅠ（危機監視体制）

① 危機管理・水資源担当部長

危機管理・水資源担当部長は、所管部局長に必要な助言を行うとともに、必要に応じ、危機管理課をして、所管課等に対し支援を行わせるものとする。

② 所管部局長

危機事象を所管する部局長は、危機管理・水資源担当部長及び関係部局長に情報提供するとともに、対処方針等を決定し、所管部局内の職員を指揮監督する。

③ 所管課等

危機事象を所管する課等は、危機管理課と連携を図り、危機事象の収束に向け適切に対処するとともに、必要に応じ関係課等に情報提供する。

④ 危機管理課

危機管理課は、危機事象から想定される被害を予測し、所管課等に必要な助言を行うとともに、必要に応じ関係課へ情報提供等を行う。

(2) レベルⅡ（危機警戒本部体制）

① 危機管理・水資源担当部長

危機管理・水資源担当部長は、危機警戒本部長として、本部事務を統括し、本部職員を指揮監督する。

② 所管部局長

危機事象を所管する部局長は、副本部長として本部長を補佐するとともに、所管する危機事象への対処方針等を明らかにし、所管部局職員を指揮監督する。

③ 危機管理課長

危機管理課長は、危機警戒本部事務局長として、警戒本部事務局員を指揮監督する。

④ 所管課長等

危機事象を所管する課等長は、危機管理課長と連携を図り危機事象へ対処するものとする。

(3) レベルⅢ（危機対策本部体制）

市長を本部長とした地域防災計画に基づく災害対策本部体制を準用し、各部局が連携して対処する。

① 市長

市長は、危機対策本部長として、本部事務を統括し、本部職員を指揮監督する。

② 副市長

副市長は、副本部長として本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

③ 危機管理・水資源担当部長

危機管理・水資源担当部長は、副本部長として本部長を補佐するとともに、所管部局長と連携を図り、危機事象への対処方針等を定める。

④ 所管部局長

危機事象を所管する部局長は、副本部長として本部長を補佐するとともに、所管する危機事象への対処方針等を明らかにし、所管部局職員を指揮監督する。

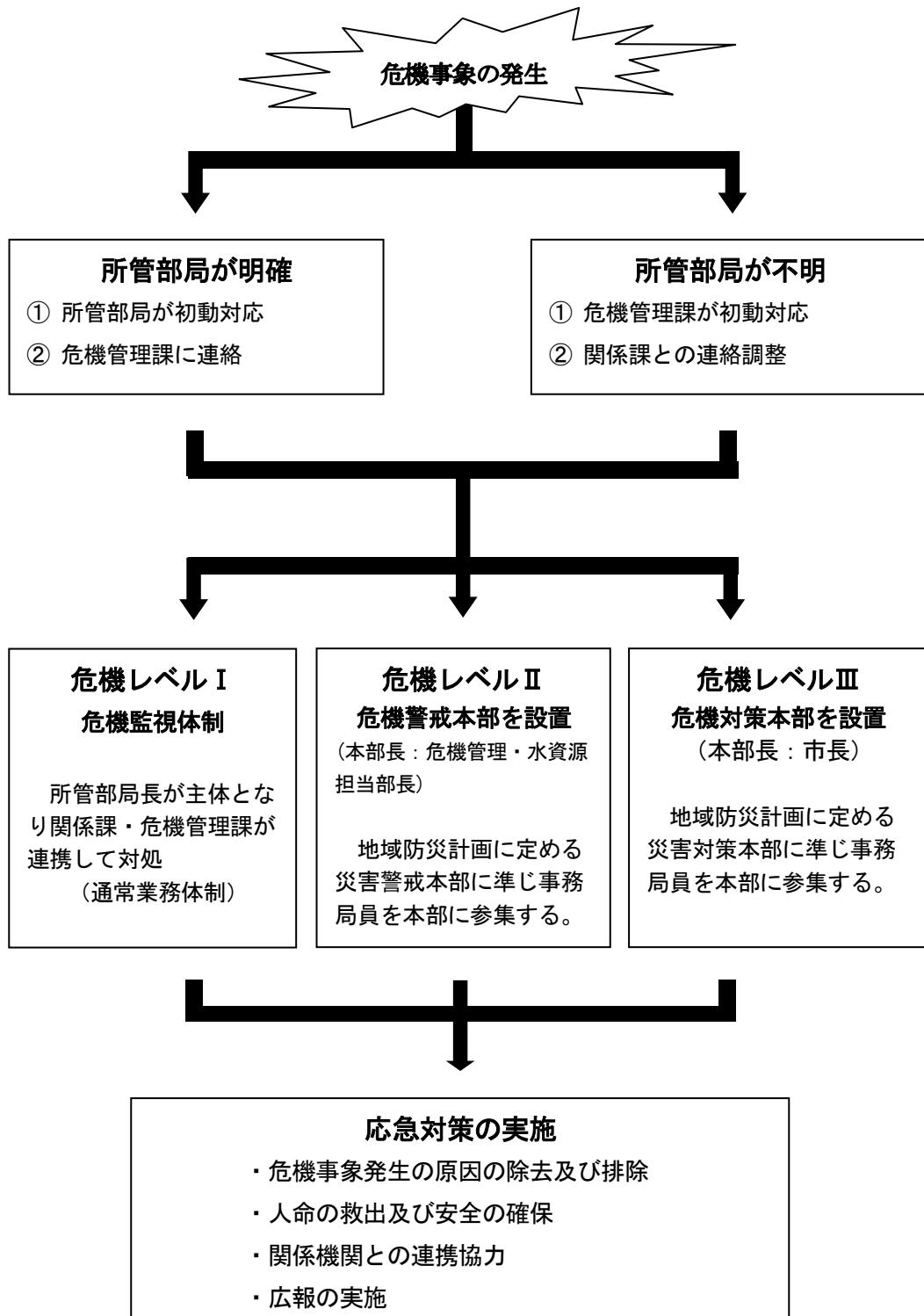
⑤ 危機管理課長

危機管理課長は、危機対策本部事務局長として、対策本部事務局員を指揮監督する。

⑥ 所管課長等

危機事象を所管する課等長は、危機管理課長と連携を図り危機事象へ対処するものとする。

5 危機事象発生時における対処の流れ



第3章 事前対策（平素からの備え）

危機事象の発生に備え、事前対策を講じることで、危機事象発生の未然防止と、発生時の被害軽減を図る。

1 情報収集及び調査・研究

所管部局は、想定される危機事象の発生要因や危険度、被害の程度などについて調査及び研究を行う。

2 体制の整備

危機事象に迅速かつ的確に対処するため、当該危機事象の危機レベルに基づいた動員計画、任務分担及び情報連絡体制等の整備に努める。

3 訓練・研修の実施

各部局は危機事象に適切に対処するため訓練や研修を実施し、所属職員の危機管理に関する知識及び技術の向上に努めるものとする。

4 資機材の整備

危機事象の発生に備え必要となる資機材等を計画的に整備し、緊急時の調達方法等についても、あらかじめ定めておくものとする。

5 関係機関等との連携

国、県、その他の関係機関等と平素から連携及び協力体制の構築に努めるものとし、必要に応じ関係機関等と協定の締結を推進するものとする。

6 予防及び被害軽減対策

所管部局は、想定される危機事象の発生を未然に防止するための施策を講じるとともに、万一発生した場合は、各部局と連携・協力して、その被害や影響を最小限にするための対応策を講じておくものとする。

7 市民への啓発

想定される危機事象の発生要因や、予防対策、対処方法、さらに被害や影響などについて、あらかじめホームページや広報誌等を活用し、市民に対して積極的に情報提供を行い、危機管理意識の普及に努めるものとする。

8 マニュアル等の作成

所管部局（所管課）は、所管する危機事象に備えるため、この対処計画及び次の構成例を参考にマニュアル等を作成する。

マニュアル等の構成例	
1 総則	(1) 目的
	(2) 定義
	(3) 基本方針
2 事前対策	(1) 体制及び任務（動員計画含む）
	(2) 緊急連絡網の整備
	(3) 訓練・研修の実施
	(4) 資器材の整備
	(5) 関係機関等との連携
	(6) 予防・軽減対策
	(7) 市民への啓発
3 応急対策	(1) 初動体制の確立
	(2) 対処方針の決定
	(3) 応急対策の実施
	(4) 広報の実施
4 事後対策	(1) 復旧対策
	(2) 再発防止策の検討・実施
	(3) 対処の評価とマニュアルの見直し等

第4章 応急対策（危機事象発生時の対応）

危機事象が発生した場合、危機レベルに基づき、迅速かつ的確に応急対策を実施できる体制を構築し、市民の生命、身体及び財産の安全確保を最優先に、事態の収束及び被害の軽減に努める。

1 情報収集及び伝達

危機事象の発生を確認、把握した場合、所管課等は、別紙1「危機事象発生報告書」により、速やかに危機管理課に情報提供するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で連絡し、後に報告書を提供するものとする。

危機事象発生時における情報伝達は、別紙2「危機事象発生時における情報伝達の流れ」に基づき伝達する。

2 初動体制の確立

危機事象の状況に応じて、危機レベルを決定し、当該危機レベルに基づき必要な職員の動員配備を行うなど、迅速な初動体制の確立を目指す。

3 対処方針の決定

危機事象発生直後から情報の収集及び分析に努め、被害の規模や事態の推移を予測し、市民の生命、財産の保全を最優先に、事態の早期収束に向けた対策や、被害軽減のための実効性のある対処方針を決定する。

4 応急対策の実施

各部局は、事態の早期収束及び被害軽減のための対処方針に基づき、それぞれの任務分担に応じて、危機事象発生の原因の除去及び排除、人命の救出及び安全の確保、その他の必要な措置を実施するものとする。

5 関係機関との連携協力

常に県をはじめとした関係機関と連携して、応急対策を講じるものとするが、本市が有する人員、装備等のみでの対応が困難な場合は、必要に応じ本市が締結している協定等に基づき、関係機関や団体等の協力を求めるものとする。

6 広報の実施

市民の安全確保と不安や混乱等を防止するため、防災行政無線、広報車、ホームページ、防災メールなどの手段を活用して迅速・的確な情報提供に努めるとともに、関係機関の協力を得て効果的な広報を実施する。

主な広報内容

想定される項目	
<input type="checkbox"/> 発生場所及び発生時刻	<input type="checkbox"/> 避難の必要性の有無
<input type="checkbox"/> 被害状況	<input type="checkbox"/> 避難所の設置
<input type="checkbox"/> 応急対策の実施状況	<input type="checkbox"/> 安否情報
<input type="checkbox"/> 今後の予測	<input type="checkbox"/> 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
<input type="checkbox"/> 二次的被害の可能性	<input type="checkbox"/> ライフラインの状況
<input type="checkbox"/> 高齢者、身体障がい者等の避難	<input type="checkbox"/> 生活関連情報
行動要支援者への支援の呼びかけ	
<input type="checkbox"/> その他市民に必要な情報	
<input type="checkbox"/> 市民がとるべき適切な対応、注意事項	

第5章 事後対策（復旧・復興への対応）

危機事象の収束後、被害の状況を確認し、必要に応じて被災者救援の実施、市民生活、地域経済及び都市機能を危機事象発生前の状態まで回復させるとともに再発防止のための対策を講じる。

1 危機事象の収束確認

応急対策が完了し、これ以上被害拡大のおそれがなく事態が収束し安全と所管部局長が判断した場合、広く市民に事態の収束及び安全について周知するとともに、本部体制等を廃止する。

また、必要に応じて、復旧・復興体制へ移行するものとする。

2 被害実態の把握

事態の収束後、必要に応じ被害調査班を編成し、被害の状況を調査するものとする。

3 復旧対策の推進

被害の実態や市民ニーズの把握に努め、市民生活の安定、経済活動及び正常な都市機能の回復に向けた復旧・復興方針を定め、各部局が連携協力して、被災者の救援、市民生活や経済の安定、ライフラインなど社会基盤の復旧に向けた各種の施策を実施する。

4 相談窓口の開設

健康への不安や市民からの問い合わせに対応するため、必要に応じて相談窓口を開設し、市民の不安解消や情報提供に努める。

また、危機事象に起因する心的外傷後ストレス障害（P T S D）に対応するため、健康相談を適宜実施するものとする。

5 再発防止策の検討・実施

(1) 検証の実施

所管部局は、危機事象の発生から収束までの活動を記録・分析し、将来同様の危機事象が発生した場合に備え、対処結果の検証を実施する。

(2) 再発防止対策

所管部局は、検証結果及び課題を整理した上で、関係機関等を含めた検討会や研修会を実施し、再発防止に努める。

(3) マニュアル等の見直し

所管部局は、検証結果を踏まえ、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。

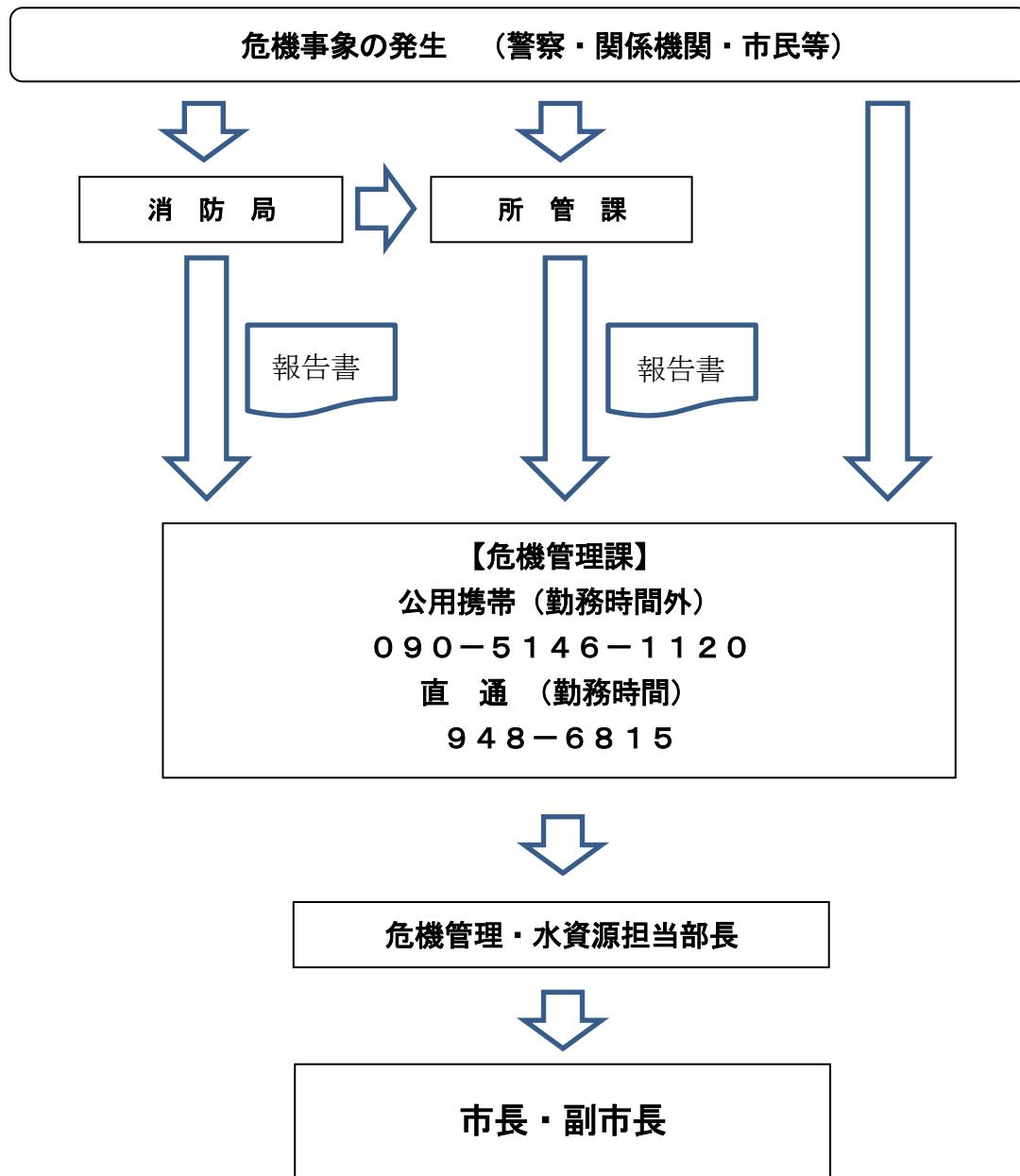
危機事象発生報告書

報告者	所属	課	電話番号
	氏名		

平成 年 月 日 時 分現在

通報者	住 所							
	氏 名			連絡先				
発生日時	月 日 時 分頃							
発生場所								
内容・経過 対応等								
被害等	人的被害	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 不明	物的被害	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 不明
	内 容							

危機事象発生時における情報伝達の流れ



松山市総合政策部

危機管理課

TEL 089-948-6815

FAX 089-934-1813